

札幌市半導体設計産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務 提案説明書（募集要領）

1 本説明書について

札幌市が実施する「札幌市半導体設計産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 前田

電話：011-211-2379 Eメール：it.contents@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

- (1) 業務名
札幌市半導体設計産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務
- (2) 業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約の日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 事業規模
11,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。
※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案に係るスケジュール

公募開始	令和8年7月27日（月）
質問票の受付期限	令和8年7月31日（金）
質問の回答公開	令和8年8月4日（火）
参加意向書の提出期限	令和8年8月7日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年8月18日（火）
プレゼンテーション審査の実施	令和8年8月下旬
審査結果の通知	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月初旬

5 参加資格要件

応募者は札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている場合には（6）～（10）全てに該当する者とし、上記参加資格名簿に登録されていない場合は（1）～（5）のいずれにも該当しないかつ、（6）～（10）全てに該当する者とする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札

参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
 - (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
 - (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
 - (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
 - (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
 - (9) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
 - (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

6 参加手続きに関する事項

- (1) 企画競争に関する質問の受付
 - ア 提出期限
令和8年7月31日(金)17時15分必着
 - イ 提出方法
質問書(様式1)により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。件名は「札幌市半導体設計産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務 質問書」とすること。
 - ウ 回答方法
電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する(質問を行った事業者名等は公開しない。)
- (2) 参加意向書の提出
 - ア 提出期限
令和8年8月7日(金)17時15分必着
 - イ 提出方法

公募型企画競争参加意向書（様式2）を電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メール、口頭等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年8月18日（火）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、電子データ（正本・副本）を電子メール等により提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号等連絡先を記載し、**副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

(ア) 企画提案書提出書（様式3）

(イ) 企画提案者概要（様式4）

(ウ) 企画提案書

自由様式。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すこと。

(エ) 見積書

自由様式。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

(4) 参加辞退

参加意向書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は行わないこと。

(1) 本業務に取り組む上での視点等について

本業務の背景と目的、市内半導体設計企業の現状や特徴、調査候補となる海外半導体設計企業の現状や特徴を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

(2) 実施手法について

ア 海外発注者側の実態把握（市場・顧客の調査）

重点地域の妥当な選定ロジック、ターゲット企業を優先順位付けするための明確な評価基準や分析フレームワーク、現地ヒアリングを成功させるための具体的なアプローチ獲得手法、知財やセキュリティ等の深掘り検証を含むヒアリング内容の戦略的設計等について提案すること。

イ 札幌側の実態把握（札幌市・市内企業の提供可能価値の調査）

海外案件獲得に意欲を持つ市内半導体設計企業の関心を引き出す効果的な募集方法、客観的かつ妥当な選定基準、市内企業のポテンシャルやボトルネック（英語PM、契約の標準化等）を適格に引き出す棚卸しの手法、プロモーション素材の最適な媒体提案と構成・レイアウトイメージ等について提案すること

ウ 競争環境の把握

Web検索等の表面的な情報収集に留まらず、海外競合企業の動向（価格水準や評判等）を精緻に把握するための具体的かつ調査・分析手法、市内企業との差別化要因を明確にするための比較分析フレームワーク等について提案すること。

エ 調査結果の集約（報告書の作成及び提言）

単なるデータの羅列や一般論に終始せず、次年度以降の札幌市の施策展開に直接結びつく実効性・実現性の高い提言を導き出し、5年間のロードマップとして論理的に組み立てるための分析・取りまとめ方針等について提案すること。

(3) 本業務のスケジュール案について

本業務を遂行するスケジュール案を提案すること。

(4) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考えられる事柄の提案を行うこと。

(5) 過去の業務実績及び執行体制について

本業務に活かすことができると考える、類似業務の実績及び業務全体を円滑に進められる執行体制の提案を行うこと。

(6) 見積書

8 審査

企画提案は、本市が設置する「札幌市半導体設計産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点以上のときに、契約候補者として選定する。

また、提案事業者が札幌SDGs登録企業である場合は、下記配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、下記審査項目をもって満点評

価となった提案事業者については加点しない。

【審査基準】

評価の視点		配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について		
・本業務に取り組む上で持つべき全体的な視点が、適切な提案となっているか。		10
(2) 実施手法について		
ア 海外発注者側の実態把握（市場・顧客の調査） ・重点地域の選定ロジックやターゲット企業の抽出・プロファイリング手法は、適切かつ具体的な提案となっているか。 ・現地及びオンラインヒアリングにおけるアポイントメント獲得手法や、知財・契約・セキュリティ等に踏み込んだ調査内容の設計は、生のニーズを具体的に引き出す上で実効性の高いものとなっているか。		25
イ 札幌側の実態把握（札幌市・市内企業の提供可能価値の調査） ・市内半導体設計企業の募集方法、上限数、選定基準は客観的かつ適切な提案となっているか。 ・半導体設計産業の特性（EDA環境、プロセスノード、セキュリティ等）に応じた能力・体制の棚卸し手法や、英語プロモーション素材の媒体・レイアウトイメージは、市内企業の提供可能価値を最大化できる設計となっているか。		20
ウ 競争環境の把握 ・海外の主要競合（南・東南アジア、東欧等）の特定及び多角的な比較分析手法、国内の競合状況の整理手法は、具体的かつ効率的な提案となっているか。 ・表面的な情報収集に留まらず、市内企業との差別化要因を明確にするための分析フレームワークが提示されているか。		15
エ 調査結果の要約 ・次年度以降の具体的施策（商談会等）や、市内企業への支援策（標準契約雛形、セキュリティ証跡整備、英語PM支援等）に関する提言は、本業務の目的を達成し得る実効性の高いものとなっているか。 ・今後5年間のロードマップ案は、段階的な設計がなされ、実現可能性の高い論理的な提案となっているか。		10
(3) 業務全般		
・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。		5
・独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、有効なものとなっているか。		5
・半導体産業及び国際法務に関する知識・経験を有する総括責任者の配置など、執行体制や過去の類似業務実績が十分で、業務を確実かつ円滑に遂行できると見込まれるか。		10
合 計		100

(2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時(予定)

令和8年8月下旬 ※日時は別途連絡する。

イ 実施場所

オンライン開催とする。 ※使用ツールなどは別途連絡する。

ウ 実施方法

(ア) 出席者は2人以内とする。

(イ) 持ち時間は25分間(提案説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。

(ウ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

(エ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。当日の追加資料による説明は認めない。

(オ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

(3) 選考結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

9 個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出

上記審査によって選定された者は、契約締結の前に、個人情報取扱安全管理基準適合申出書(様式5)を必要書類添付のうえ、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出先

「2 担当部署」と同じ。

イ 受付時間

8時45分から17時15分(土日・祝日を除く)

10 その他の留意事項

(1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。

(4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例(平成11年12月14日条例第41号)の規定により、公開する場合がある。

(6) 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 前田
電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130
Eメール：it.contents@city.sapporo.jp